

議第20号

滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第1条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項においてその例によることとされる改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第1項の規定に基づき、滋賀県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 基金は、改正法の施行の日の前日までの間は、その全部または一部を処分することができない。